
平成27年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成27年3月19日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成27年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第2 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第4 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第6 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第21 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第35 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 発議第2号 温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）について
（継続審査分）
- 日程第39 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願
（追加分）
- 日程第40 議案第44号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第41 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

- 日程第24 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第25 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第35 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 発議第2号 温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）について
（継続審査分）
- 日程第39 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の
提出を求める請願
（追加分）
- 日程第40 議案第44号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第41 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（15名）

1番	工藤 政由君	2番	小林 和政君
3番	宮下 久雄君	4番	西畑イツミ君
5番	西口 周治君	6番	塩田 昌生君
8番	丸山 年弘君	9番	吉元 成一君
10番	武道 修司君	11番	塩田 文男君
12番	工藤 久司君	13番	中島 英夫君

14番 田原 宗憲君

15番 信田 博見君

16番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	進 俊郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				麦田 厚子君
総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	渡邊 義治君	人権課長	……………	金井 泉君
税務課長	……………	神崎 一浩君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	田村 啓二君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	久保 和明君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	古田 和由君
総合管理課長	……………	松田 洋一君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局係長	……………				武道 博君
商工課長	……………	中野 康弘君	学校教育課長	……………	繁永 和博君
生涯学習課長	……………	宮尾 孝好君	監査事務局長	……………	永野 隆信君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度分の事業完了及び予算見込みによる関連予算の減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度分の事業完了及び決算見込みによる関連予算の減額並びに地域住民の生活等、緊急支援事業が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務委員長。信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了及び決算見込みによる関連予算の減額並びに総合戦略策定業務に関するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第2、議案第2号平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第5、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第5号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第2号から議案第5号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） **議案第2号**平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審議した結果、霊園販売増に伴う永代終了を霊園基金に積み立てたものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、本案について慎重に審査した結果、繰入金基準額確定に伴う一般会計繰越金の増額及び過年度国、県返納金の確定に伴う償還金の増額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、公営企業会計移行に向けての業務委託期間を延伸するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、水道管理帳システム構築業務の一部予算を繰り越すものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

日程第2、議案第2号平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成27年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第6号平成27年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、中学校及び保育園の測量設計管理業務委託料等に対して反対意見があり、採決の結果全員反対で原案を否決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第6号平成27年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第6号平成27年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 本案に対しては、塩田文男議員ほか4名から動議が提出されていますので、事務局は資料を配付してください。

地方自治法第115条の2項の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案と（ ）議題とします。提出者の説明を求めます。塩田文男議員。塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第6号平成27年度築上町一般会計予算に対する修正動議の説明をいたします。

第1条中、100億2,750万円を99億2,948万7,000円に改めるものです。

詳細につきましては、今お手元にお配りしたとおりです。

提案の理由をしたいと思います。提案理由として築城中学校建てかえは、以前より自治会長初め、各方面より要望、嘆願等といただくなど、非常に住民の関心度の高い案件であります。この築城中学校や保育園は、将来の築上町を担う子供たちのための施設であり、慎重かつ合理的に進めるべきで、基本設計がまだできていない現在の段階では、実施設計予算を認めるわけにはできません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、本案に対する塩田文男議員ほか、4名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

引き続き、修正議決した部分を除く原案を議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第6号平成27年度一般会計予算について反対の立場で討論

いたします。

1点目は、システム改修委託料として社会保障税番号制度システム整備費が挙がっております。10月から本格実施するためのものです。これは赤ちゃんからお年寄りまで、住民全員に12桁の番号をつけ、社会保障や税の情報を国が一括管理するものです。いわゆる国民総背番号です。

金融機関の預貯金口座にも適用されることがわかりました。これまでは、年金、医療、介護、雇用の情報や、納税、給与の情報はそれぞれの制度ごとに管理されていましたが、今度からはマイナンバーで1つに結ばれてしまいます。多くの町民はこの制度を知りません。また、計画をも詳しく知りません。町民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを、容易に推進することになっております。個人情報の悪用、プライバシー侵害、なりすましなど、起こることが危惧されております。

2点目は、昨年成立しました医療介護総合法で4月から始まる介護保険制度が大きく変わります。要支援者の訪問介護と通所介護が、介護保険給付から外され、町が行う総合事業になります。ほかに特養ホームの入所が原則要介護3以上になり、一定所得以上の人の利用料が2倍になります。また高額介護サービス費の上限金額が引き上げられます。特別養護老人ホームの拡充、増設が求められているのに、特養から締め出される高齢者をますます増加させる逆行には反対いたします。

以上が反対の理由です。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、賛成意見のある方。おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分について、原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。賛成多数です。修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第7号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第7号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第8号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第8号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 9 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 9、議案第 9 号平成 27 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第 9 号平成 27 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 10 号

日程第 11. 議案第 11 号

日程第 12. 議案第 12 号

日程第 13. 議案第 13 号

日程第 14. 議案第 14 号

日程第 15. 議案第 15 号

日程第 16. 議案第 16 号

日程第 17. 議案第 17 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 10、議案第 10 号平成 27 年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第 17、議案第 17 号平成 27 年度築上町水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第10号から議案第17号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第10号平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、保険料に対して反対意見がありましたが、採決の結果賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第10号平成27年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第12号後期高齢者医療特別会計予算について、委員会で反対いたしましたので反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度について反対いたします。

理由として75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で所得の低い人の保険料軽減措置を2年後から段階的になくす方針を厚労省は打ち出しました。75歳以上の人、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、後期と名づけ、別立ての医療制度をつくったことです。こ

の制度は、75歳以上の人口と医療費がふえれば、ふえるほど保険料負担にはね返る仕組みになっております。制度発足から2年ごとに保険料改定が行われ、保険料の引き上げが繰り返されております。軽減措置を廃止すれば2倍から10倍もの負担増になります。国に、保険料の逓減措置をなくすように町長は求めてもらいたいと思います。

問題だらけの後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

以上が、後期高齢者医療制度そのものについての反対する理由です。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第12号について採決を行います。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第18、議案第18号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議案第23号築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号まで、一

括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第18号から議案第23号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、法律要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等が創設されたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改定を行うため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定をするものであります。原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第19号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正の中で、第2条に職員の給与が減額されるようになっております。昨年12月に給与改定を行ったばかりです。給与を上げたのに、この4月から下げることについては反対いたします。

公務員の賃金水準を引き下げる、給与制度の総合的見直しをめぐっては、全国知事会など、地方6団体が地域間格差が拡大するとの懸念を示しております。よって、この懸念を示していることを申し添えまして、この議案に対する反対理由といたします。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第19号について採決を行います。議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お直りください。

起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24．議案第24号

日程第25．議案第25号

日程第26．議案第26号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第24、議案第24号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、議案第26号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案

件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第26号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第24号から議案第26号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第24号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、新たに放課後児童クラブを建設することにより、育成施設の名称及び位置を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、新たに放課後児童クラブを建設することにより、育成施設の名称及び位置を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農業集落排水西部地区を供用開始に伴い、汚水処理施設の名称、位置、区域を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第24号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第24号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第25、議案第25号築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27. 議案第27号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第27号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第27号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、企業立地促進法及び過疎法に基づき、固定資産税の減免の対象となる業種を追加し、企業誘致を有利に行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第28号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第28号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、申請者の負担軽減及び事務処理の効率化を図るため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 議案第29号

日程第30. 議案第30号

日程第31. 議案第31号

日程第32. 議案第32号

日程第33. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第29、議案第29号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第33、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第33号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第29号から議案第33号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） **議案第29号**築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、運営審議会委員の構成について条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、単に利用者が少ないという理由で閉館日を減らすのではなく、他の場所に移す等を検討してほしいと継続審査の意見があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決定いたしました。

議案第31号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、船迫窯跡公園体験学習館に隣接して、埋蔵文化財収蔵庫が新設されることにより、

施設全体を築上町埋蔵文化財センターとして運営するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、旧蔵内邸に休憩所、駐車場等が新設され、また敷地が国の名勝に指定されるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、人事院勧告制度を尊重し、適切な改定を行うため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第29号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これで討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

日程第31、議案第31号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第32号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第33号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第34、議案第34号新町建設計画の変更についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第34号新町建設計画の変更について、本案について慎重に審査した結果、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、被災地以外の自治体においても地方債を起すことができる期間が5年延長されたことで、自治計画期間を平成32年度まで延長すること、延長期間内に庁舎の整備が可能となる内容の追加をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第34号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35. 議案第37号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。築上町児童館が築上町社会福祉協議会へ指定管理です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第36. 議案第38号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。築上町放課後児

童クラブ室を築上町社会福祉協議会へ指定管理です。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37. 議案第39号

○議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。これは築上町の物産館の指定の問題であります。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38. 発議第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第38、発議第2号温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 発議第2号温故知新・中津街道保存整備に関する決議（案）について、本発議について慎重に審査した結果、築上町を通る中津街道の保存整備に向けた取り組みの推進するものであります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、発議第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第39. 請願第2号

○議長（田村 兼光君） ここで、継続審査分です。

日程第39、請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願、本請願について慎重に審査した結果、内容を十分に検討する必要があると継続審査の意見があり、採決の結果、継続審査とするべきものと決定いた

しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、請願第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

日程第40、議案第44号

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第40、議案第44号平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてから、日程第41、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号から常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第40、議案第44号平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第44号平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。平成27年3月19日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第44号は平成26年度築上町一般会計補正予算（第7号）でございます。

本予算は、繰越明許費の追加をいたすものでございます。追加は第1表の事業費は民生費、そ

れから児童福祉費、保育用施設建設事業の追加で、751万7,000円を繰り越しをするものでございます。

理由については、委員会でそれぞれ詳しく説明を申し上げております。非常に事務的な形でこの3月31日までに一応完了はできないということで繰り越しをさせてもらうものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第44号について採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第41. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第41、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがってそれぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） 平成27年度第1回定例会、本日最終日を迎えて、議員の皆さんには今まで慎重審議に全議案審議をしていただき、大変ありがとうございました。

私ども、ちょっとまだ事務の形で不手際があったりという形の中で修正案をいただいたり、継続審査というものがございますが、次回については、皆さんの理解いただくように頑張りたいとこのように考えております。

なお、3月31日付で課長が9名定年退職をいたします。それと教育長は、25日付で一応辞職をするということで、あとでそれぞれに御挨拶をさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

また、早い時期に、できれば修正案をいただいた議案については、臨時議会、もしくは7月ちよつと間に合わないかなという考え方も持っておりますので、早急に仕上げをさせて提案をしたいと、このように考えておりますのでどうぞよろしくお願い申しあげまして閉会の御挨拶といたします。

〔退職者挨拶〕

○議長（田村 兼光君） どうも御苦労さんでした。

これで、平成27年第1回築上町議会定例会を閉会します。皆様、御苦労さまでした。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員